「インターKX顧問先情報」法改正対応版 概要(Ver.2.40)

「インターKX顧問先情報 Ver.2.40」での対応内容についてご案内します。

1.データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.2.10以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。

2.消費税法改正内容

消費税法の改正が成立し、平成16年4月より施行されました。

システムに関係する改正内容の概要につきましては、以下のとおりです。

事業者免税点の引き下げ

事業者免税点制度の適用上限が1,000万円まで引き下げられました。

上記改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間(個人事業者の場合は平成17年度申告分)から適用されます。

簡易課税制度の改正

簡易課税選択適用上限が2億円から5,000万円に引き下げられました。

上記改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間(個人の場合は平成17年度申告分)から適用されます。平成16年4月1日より前に開始した課税期間については、従来どおり適用上限が2億円とされています。

中間申告納付制度の改正

直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円(地方消費税込6,000万円)を超える事業者は、中間申告を毎月行い、直前の課税期間の確定消費税額の12分の1ずつを申告納付することとなりました。

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48 万円超	400 万円超	4,800万円超
中間申告の回数	中間申告不要	年 1 回	年 3 回	年 11 回

なお、中間申告1期目(1月目)は前年税額を基礎に中間申告税額を算出することとなり、税額が確定していないため、1期目の提出期限については2月以内(2回目の中間申告期限と同じ日)となります。

上記改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間(個人事業者の場合は平成17年度申告分)から適用されます。

課税期間の特例の改正

あらたに1ヶ月を課税期間とする特例が追加され、1ヶ月か3ヶ月の課税期間の特例の適用を選択することができます。この改正は、平成16年4月1日以後開始する年または事業年度から適用されます。

ただし、改正後の特例制度の適用を受けた場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間は特例制度の適用をやめる、又は、3ヶ月ごとから1ヶ月ごと、1ヶ月ごとから3ヶ月ごとへの特例制度の適用の変更はできません。なお、経過措置により、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間の前日までに、3ヶ月ごとの課税期間の特例の届出をしている事業者で、初めて1ヶ月ごとの特例を受けようとする場合は、3ヶ月ごとの特例の適用開始から2年以内であっても、1ヶ月ごとの特例に変更することができます。

3.システムの変更内容

システムの変更内容は次のとおりです。

提出アラーム:アラーム条件の変更等

(1)消費税申告アラーム

- ・平成16年4月1日以後開始する課税期間(個人の場合は17年度)で、「直前の確定税額」が4,800万円を超える場合、期首日付の2ヶ月後から期末日付の1ヶ月後まで中間申告のアラームを出力する条件を追加しました。
- ・「中間申告の判定額」項目名称を「中間申告額」に名称変更しました。

(2)消費税届出アラーム

- ・「課税売上高」が1,000万円以下の顧問先の場合に、「基準期間の課税売上高が免税基準額以下になる 課税業者」に出力するよう変更しました。
- ・「課税売上高」が5,000万円以下の場合に、「基準期間の課税売上高が簡易課税制度の適用基準額以下 となる事業者」に出力するよう変更しました。

関与先名簿・職員名簿の様式変更

東京国税局 / 関東信越国税局 / 大阪国税局 / 仙台国税局 / 名古屋国税局管内の関与先名簿・職員名簿の様式変更に対応しました。転記用の様式変更はありません。

「税理士法人設定」機能の追加

税理士法人に関する情報の設定を行う、「税理士法人設定」メニューを追加しました。

- 「税理士法人番号 / 税理士法人名 / 代表者氏名 / 住所 / 電話番号 / FAX 番号 / 主たる事務所*」の設定を行い、関与先名簿の出力項目に反映します。
- *「主たる事務所」は「動作環境設定」の「関与先名簿/職員名簿」で「名古屋国税局管内」を設定している場合のみ入力が可能となります。

職員プロフィール入力

- (1)「職員名簿記載事項」欄の項目追加・削除(転記用の変更はありません。) 職員名簿への出力形式変更に伴い、入力項目の追加および削除をしました。
- (2)「税理士登録番号」入力項目位置の変更

「税理士登録番号」入力項目を「税理士」チェック項目の右側に位置を変更しました。

顧問先プロフィール入力:「課税期間の特例」の期間選択項目の追加

「消費税処理」画面の届出の「課税期間の短縮」欄に、あらたに「3ヶ月」および「1ヶ月」の選択項目を 追加し、課税期間の特例の課税期間の選択を可能にしました。

顧問先カルテ

上記、「顧問先プロフィール入力:「課税期間の特例」の期間選択項目の追加」に伴い、顧問先カルテの「税務処理」欄の「課税期間の短縮」項目に、顧問先プロフィールで設定した課税期間の選択内容を出力するよう変更しました。